

明和町障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	明和町教育委員会
任命権者	明和町教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
明和町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>明和町教育委員会においては、令和元年6月に行った障がい者任免状況通報において、法定雇用率が未達成であった。また、令和3年3月末までには、地方自治体の法定雇用率が2.6%に引き上げられる予定である。</p> <p>このため、計画期間中における早期の法定雇用率の達成のための積極的な採用取組はもちろん、個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>ただし、計画策定時点において必要となる障がい者である職員が2名不足している現状を鑑み、計画初年度である令和2年6月1日時点では、新たに障がい者（1名）の採用を目指す。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>なし。</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データ等を収集し把握予定。</p>
取 組 内 容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として教育課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談等ができる体制を確保し、必要であれば組織外の関係機関とも連携をとり、関係者間において情報共有を行う。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○組織内において、定期的に面談等を行い、障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているか等の点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人材管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、新規に採用した障がい者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。 3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>④その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>